

新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて	海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて
第1章 外国貿易船等の入出港関係	第1章 外国貿易船等の入出港関係
第3節 貨物の積卸し	第3節 貨物の積卸し
3 - 1 ~ 3 - 6 (省略) (卸コンテナリストの訂正等)	3 - 1 ~ 3 - 6 (同左) (新設)
<u>3 - 7 提出者が、前項の規定により卸コンテナリストを提出した後、当該リストのコンテナー番号等の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行わせるものとする。</u>	
(1) 提出者は、海上貨物システムを使用して、訂正の内容又は取消しの旨を海上システムに入力し、送信するものとする。	
(2) 上記(1)により訂正又は取消しを行った場合には、保税担当部門に「卸コンテナリスト変更情報」が配信されるので、当該保税担当部門は、「卸コンテナリスト変更情報」(別紙様式 M - 125 - 1号)を出力し、また、提出者に「卸コンテナリスト内容変更通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナリスト内容変更通知書」(別紙様式 M - 266 - 1号)を出力することができる。 なお、当該提出者が改めて提出しようとする場合及び提出済みの卸コンテナリストに存在しないコンテナーを追加する場合にあっては、前項の規定により提出させるものとする。	
3 - 8 (省略)	3 - 7 (同左)
3 - 9 (省略)	3 - 8 (同左)
3 - 10 (省略)	3 - 9 (同左)
3 - 11 (省略)	3 - 10 (同左)
3 - 12 (省略)	3 - 11 (同左)
第2章 貨物管理	第2章 貨物管理
第5節 保税台帳関係	第5節 保税台帳関係
(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)	(システム参加保税地域における帳簿の取扱い)
5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。	5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 帳簿の保存方法	(3) 帳簿の保存方法

新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<p>電磁的記録による保存</p> <p>上記(1) の帳簿について、電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下この節において同じ。）により保存する場合は、関税法基本通達 34 の 2 - 4 ( 電磁的記録による帳簿の保存 ) に準ずる。この場合において、海上システムより配信される民間管理資料を、そのままの形式 ( C S V 方式 ) で電磁的記録に保存することとして差し支えないものとするが、税関が必要と認める場合には、整然とした表形式で見読できることとする。</p> <p>（省略）</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>電磁的記録による保存</p> <p>上記(1) の帳簿については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）等による保存を認めることとし、その取扱いは、関税法基本通達 34 の 2 - 4 ( 電磁的記録による帳簿の保存 ) に準ずる。この場合において、海上システムより配信される民間管理資料を、そのままの形式 ( C S V 方式 ) で電磁的記録に保存することとして差し支えないものとするが、税関が必要と認める場合には、整然とした表形式で見読できることとする。</p> <p>（同左）</p> <p>(4) (同左)</p>
第 4 章 輸出通関関係	第 4 章 輸出通関関係
<u>第 5 節の 2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正</u>	
<p><u>（展示等承認貨物の積戻し申告の事項登録）</u></p> <p>5 の 2 - 1 展示等承認貨物の積戻し申告（以下「展示等積戻し申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者等（以下この節において「通関業者等」という。）が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、当該申告に先立ち参加者名、品名、貨物個数、F O B 価格等の必要事項をシステムに入力させ、展示等積戻し申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p><u>（展示等積戻し申告）</u></p> <p>5 の 2 - 2 通関業者等が海上システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わなければならないので、留意する。</p> <p>なお、税関の執務時間外に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行わせることができるものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

## 新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<p><u>(審査区分選定及び関係情報の配信)</u></p> <p>5の2-3 海上システムにおいては、前項の展示等積戻し申告が行われた場合において、当該展示等積戻し申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった展示品等積戻し申告については、展示等積戻し申告後直ちに展示等積戻し許可となり、「展示等積戻し許可通知情報」が配信される。</p>	
<p><u>(展示等積戻し申告時の提出書類等の提出)</u></p> <p>5の2-4 展示等積戻し申告が海上システムにより受理され、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」(簡易審査扱いの場合は「展示等積戻し許可通知情報」)以下この節において同じ。)が配信されたときは、当該配信された情報の展示等積戻し申告に係る貨物の包装明細書その他必要な書類(以下この節において「添付書類」という。)に展示等積戻し申告番号等を付記して、次に定めるところにより、展示等積戻し申告を行った税関官署の通關担当部門(以下この節において「通關担当部門」という。)に提出させるものとする。</p> <p>(1) 提出期限 展示等積戻し申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)</p> <p>(2) 提出書類 関税法その他関税に関する法令の規定により、展示等積戻し申告に際して税關に提出すべきものとされている添付書類</p>	
<p><u>(検査の指定)</u></p> <p>5の2-5 通關担当部門は、審査区分が検査扱い(区分3)となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査、見本検査、本船検査又はふ中検査のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通關業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報(運搬用)」が、通關業者等に配信されるので、これを「検査指定票(運搬用)」(別紙様式M-222号)として出力させ、当該通關業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税關検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報(倉主用)」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票(倉主用)」(別紙様式M-223号)として出力することができる。</p>	

## 新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<p><u>(展示等積戻し申告の訂正)</u></p> <p>5の2-6 展示等積戻し申告の後、当該申告に係る展示等積戻し申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、申告官署コード、参加者名、通関予定蔵置場コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、展示等積戻し申告を撤回の上、再申告させるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等に、海上システムにより展示等積戻し申告時の内容を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより展示等積戻し申告事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、展示等積戻し申告訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者等が訂正登録を行う場合には、通関士が内容を審査のうえ、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなくてはならないので、留意する。</p> <p>(2) 上記(1)により輸出申告内容の変更登録が海上システムの処理の結果、受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「展示等積戻し申告変更控情報」が配信される。</p> <p>(3) 上記(2)により通關業者等に「展示等積戻し申告変更控情報」が配信されたときは、当該配信された情報の展示等積戻し申告内容の訂正に係る添付書類に、訂正登録後の展示等積戻し申告番号等を付記して、直ちに通關担当部門に提出させるものとする。</p>	
<p><u>(展示等積戻し許可の通知)</u></p> <p>5の2-7 通關担当部門は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の積戻しを許可しようとするときは、海上システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、海上システムを通じてその旨を通關業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</p>	
<p><u>(展示等積戻し許可内容変更の申請)</u></p> <p>5の2-8 海上システムを使用して行う展示等積戻し申告について、展示等積戻し許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により、取り扱うものとする。ただし、参加者コード、参加者名等の変更はできないので、積戻し取止めの手続に準じて処理し、再度展示等積戻し申告を行わせることとなる。</p>	

## 新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<p>なお、システムで行う展示等積戻し許可内容変更手続は、保税地域等のシステムへの参加・不参加を問わず、船積完了登録又は出港予定日のいずれか早い日までに行わせることとするので、留意する。</p> <p>(1) 海上システムにより展示等積戻し許可時の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について、上書き入力することにより展示等積戻し許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。</p> <p>ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通關士が訂正内容を審査の上、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。</p> <p>(2) 上記(1)の展示等積戻し許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通關業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合において審査区分が簡易審査扱いとなった展示等積戻し許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信される。また、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通關業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通關業者等にも許可内容の変更が通知される。</p>	
<p>(展示等積戻し許可内容変更申請控等の提出)</p> <p>5の2-9 前項(2)の規定により通關業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「展示等積戻し許可内容変更申請控」(別紙様式M-219号)として(審査区分が簡易審査扱いであり「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信された場合は、当該変更通知情報を「展示等積戻し許可内容変更通知書」(別紙様式M-219-2)として)出力させ、関係書類を添付して、展示等積戻し許可内容変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控(又は当該通知書)に表示されている通關担当部門に提出させるものとする。</p>	
<p>(展示等積戻し許可内容変更の確認)</p> <p>5の2-10 通關担当部門は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより海上システムを通じてその旨を通關業者等に通知するものとする。</p> <p>なお、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通關業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通關業者等にも許可内容の変</p>	

新旧対照表

(海上貨物通関情報処理システムを使用して行う  
税関関連業務の取扱いについて)

新	旧
<u>更が通知される。</u>	